

(4) 発達障害児に関する情報の共有・引継ぎの推進

勧告	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>発達障害児（医師の診断がある児童生徒に限らず、発達障害が疑われる児童生徒を含む。以下、この細目において同じ。）に対する支援が各ライフステージに応じて適切に行われるためには、例えば、乳幼児健診の結果を就学時健診に引き継ぐなど情報の共有・引継ぎを的確に行っていく必要がある。</p> <p>障害のある児童生徒等に関する情報の引継ぎについて、文部科学省は、都道府県及び都道府県教育委員会等に対し、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号文部科学省初等中等教育局長通知）により、早期からの一貫した支援のためには、障害のある児童生徒等の成長記録や指導内容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められること、また、市町村教育委員会は、幼稚園・保育所において作成された支援計画等を有効に活用しつつ、適宜資料の追加等を行った上で、障害のある児童生徒等に関する情報を一元化し、当該市町村における支援計画、相談支援ファイル^(注1)（以下「支援ファイル」という。）等として小・中学校等に引き継ぐなどの取組を進めていくことが適当であることを通知している。</p> <p>（注 1） 「相談支援ファイル」とは、医療、保健、福祉、教育、労働等の各機関が、一貫してつながった支援を行うために、子どもの障害や発達に関する総合的な評価、各種の相談・支援の内容とそれによる効果、子どもや保護者のニーズ等を記録し、保護者とともに必要な情報を共有化するためのファイルである。なお、厚生労働省においても、同様の取組を推進している。</p> <p>なお、平成 28 年の改正発達障害者支援法において、発達障害者への支援の一層の充実を図るため、国及び地方公共団体は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、関係機関において発達障害者の支援に資する情報の共有を促進するため必要な措置を講ずることが新たに追加されている（平成 28 年 8 月 1 日施行）。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、都道府県 19、都道府県教育委員会 19、市町村 31、市町村教育委員会 31、保育所 23、学校 93（幼稚園 23、小学校 23、中学校 23、高等学校 24）を対象として、発達障害児に関する情報の共有・引継ぎ状況を調査した結果、以下のような状況がみられた。</p> <p>ア 乳幼児健診結果の引継ぎ状況</p> <p>調査した 31 市町村が平成 26 年度に実施した乳幼児健診の結果の進学先</p>	<p>表 2-(4)-①</p> <p>表 2-(4)-②</p> <p>表 2-(4)-③</p> <p>表 2-(4)-④</p>

<p>(保育所、幼稚園等)への引継状況をみると、30市町村で引継ぎを行うこととしていたが、その内容をみると、個人情報保護の観点から、保護者の同意が得られた場合であって、保育所等から情報提供の依頼があった児童のみ引き継ぐとするものが14市町村となっており、半数近くの市町村で保育所等からの働きかけがなければ引継ぎが行われない状況となっていた。また、引継ぎを行うこととしていない1市町村においても、その理由として、個人情報に配慮した情報共有の仕組みが構築されていないためとするなど、調査した31市町村のうち、15市町村において、積極的に引き継ぐことの重要性についての意識が必ずしも十分でない状況がみられた。</p>	
<p>調査した保育所等では、乳幼児健診の結果等が進学先の幼稚園や小学校に引き継がれなかったことが一因となって、発達障害児に対する対応が困難になった例もあるとしており、発達障害児の乳幼児健診結果を積極的に引き継ぐことが必要である。</p>	表 2-(4)-⑤
<p>なお、調査した市町村の中には、乳幼児健診の結果の進学先への引継ぎ時における保護者の同意取得については、次のような取組を行っている例がみられた。</p>	
<p>① 乳幼児健診の問診票の中に、健診結果等について、保育所等の関係機関と連絡を取り合う場合がある旨をあらかじめ記載し、これに同意するか同意しないかを選択させることとしている。</p>	表 2-(4)-⑥
<p>② 児童が幼稚園に入園する前に、心配事のある保護者に「保護者との連携シート」の記載を依頼しており、同シートにより、幼稚園が保健師等の関係機関等から情報を入手する旨の同意を得ている。</p>	表 2-(4)-⑦
<p>イ 保育所・幼稚園から大学・就労先までの情報の引継状況 (引継ぎの実施状況)</p>	
<p>平成 26 年度に卒業した発達障害児に関する情報の進学先又は就労先に対する引継状況をみると、当省調査で該当児童生徒の在籍が確認できた 18 保育所及び 79 校 (18 幼稚園、21 小学校、20 中学校、20 高等学校)のうち 20 校 (7 中学校、13 高等学校)は、該当児童生徒の進学先等に情報を引き継いでいなかった。</p>	表 2-(4)-⑧
<p>情報を引き継いでいない学校では、その理由として、進学先等からの求めがないことなどを挙げているが、発達障害児に対する支援を関係機関の連携の下に切れ目なく行う上で改善が求められる。</p>	表 2-(4)-⑨
<p>他方、18 保育所及び 59 校 (18 幼稚園、21 小学校、13 中学校、7 高等学校)は発達障害が疑われる児童生徒に関する情報を進学先等に引き継いでおり、このうち、14 保育所及び 34 校 (11 幼稚園、15 小学校、4 中学校、4 高等学校)では、その手段として、支援計画、指導計画、保育所児童保育</p>	表 2-(4)-⑩、⑪

要録（以下「保育要録」という。）、幼稚園幼児指導要録（以下「指導要録」という。）、独自の引継ぎシート等、支援ファイルを用いて行っているが、4保育所及び25校（7幼稚園、6小学校、9中学校、3高等学校）においては、これらの書類（写しを含む。）を渡さず、口頭のみで引き継いでいた。

口頭のみで引き継いでいる保育所及び学校では、その理由について、口頭による引継ぎは正式な記録に残らないことなどから、文字で伝えることが難しい内容も伝えられる、担当者同士の面識ができるので後日連絡・照会が行いやすいなどを挙げていたが、他方で、調査した保育所及び学校からは、情報が正確に伝わらない、引継ぎを行った担当者が異動した場合に情報が散逸するおそれがあるなどの意見が挙げられていた。発達障害児に適切な支援を行う上で必要な情報を確実に引き継ぐためには、口頭による説明は否定されないが、記録に残る形で行う必要があると考えられる。

なお、調査した学校の中には、引継ぎを的確に行うため、次のような工夫を行っている例がみられた。

① 障害の有無にかかわらず全入学生について引継ぎシートを作成するよう、高等学校から中学校に働きかけ、保護者に対しても、当該シートの提出と情報提供に関する承諾書への署名を依頼することにより引継ぎを確実にしているもの。

② 高等学校を卒業して就職する生徒について、支援計画に基づき「職場定着支援シート」を作成し、就労先に当該シートを、障害者就業・生活支援センター（以下、「就生センター」という。）^{（注2）}に支援計画及び当該シートを引き継いでいるもの。

（注2） 障害者就業・生活支援センターは、障害者の雇用等の促進に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第27条の規定に基づき、都道府県知事が指定した一般社団（財団）法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人等が運営し、障害者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点となるものである。平成26年度時点で全国に325か所設置されている。

（支援計画及び指導計画の引継ぎ）

発達障害児に対する支援を切れ目なく行う上で、支援計画及び指導計画の引継ぎは特に重要と考えられ、取り分け支援計画は、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うための計画と位置付けられていることから、積極的に引き継いでいく必要がある。

平成26年度に卒業した発達障害児の支援計画及び指導計画の進学先等に対する引継状況をみると、例えば、支援計画では、当省調査で当該児童生徒の在籍数と計画の作成・引継状況が確認できた8保育所及び34校（8幼稚園、11小学校、7中学校、8高等学校）で支援計画が作成されていた児童生徒計201人のうち、83人分（41.3%）は進学先等に引き継がれていたが、118人分（58.7%）は引き継がれていなかった。

表 2-(4)-⑫

表 2-(4)-⑬

表 2-(4)-⑭、⑮

<p>この引継率を保育所及び学校種別でみると、保育所 34.8%、幼稚園 46.7%、小学校 79.1%、中学校 14.7%、高等学校 6.4%となっており、中学校及び高等学校で特に低い傾向にある。</p>	
<p>なお、作成している支援計画を児童生徒の進学先等に全て引き継いでいるものは、3 保育所及び 15 校（4 幼稚園、9 小学校、1 中学校、1 高等学校）にとどまっており、こうした状況は、指導計画についてもほぼ同様となっている。</p>	表 2-(4)-⑩(再掲)
<p>支援計画や指導計画を引き継いでいない保育所及び学校では、その理由について、i) 現状の引継方法で対応が可能であるため、ii) 引き継ぐことについて市町村教育委員会から指示がないため、iii) 保護者の同意が得られないためなどを挙げており、特に、中学校から高等学校、高等学校から大学等への引継ぎについては、i) 引継ぎの仕組みが確立されておらず引継方法が分からない、ii) 合格発表から 3 月末までの短期間で引継ぎを行うことは難しいなどの意見が聴かれた。</p>	表 2-(4)-⑬、⑰ 表 2-(4)-⑱
<p>また、都道府県及び市町村の保育所に対する指導状況並びに都道府県教育委員会及び市町村教育委員会の学校に対する指導状況をみると、支援計画の例では、引き継ぐよう指導を行っているものは、都道府県で 19 のうち 2、市町村で 31 のうち 8、都道府県教育委員会で 19 のうち 8、市町村教育委員会で 31 のうち 11 と必ずしも十分な指導がなされているとは言えない状況にあり、支援計画及び指導計画の引継ぎが進んでいない一因になっているものと考えられる。</p>	表 2-(4)-⑲～⑳
<p>一方、調査した都道府県教育委員会の中には、中学校から高等学校への引継ぎを推進するため、次のような取組を行っている例がみられた。</p> <p>① 都道府県教育委員会が、中学校及び高等学校間の引継ぎを行うための連絡会を開催しているもの</p> <p>② 都道府県教育委員会が、中学校及び高等学校間の引継ぎを推進するため、引継ぎの留意点等を示し、中学校から引継ぎがない場合であっても、高等学校から積極的に情報収集するよう周知しているもの</p>	表 2-(4)-㉒、㉓
<p>(支援計画及び指導計画の保存・管理)</p>	
<p>支援計画や指導計画を進学先等に引き継ぐためには、引継ぎまでの間、保育所及び学校内で組織として適切に保存・管理される必要があり、支援計画等の保存・管理については、「障害のある子どものための地域における相談支援体制整備ガイドライン（試案）」において、学校等は、個人情報が入り漏れいしたり滅失したりすることのないよう、適切な管理を行うことが必要であるとされている。</p>	表 2-(4)-㉔
<p>しかしながら、調査した学校における支援計画及び指導計画の保存・管理の状況をみると、次のとおり、適切に保存・管理がなされておらず、そ</p>	表 2-(4)-㉕

<p>の結果、引継ぎが適切に行われぬおそれのある例がみられた。</p> <p>① 担当教員の資料保管の不手際や、異動時に業務の引継ぎが十分に行われなかったことを理由として、支援計画や指導計画を含む発達障害児に関する資料が所在不明となっているもの（2例）</p> <p>② 担当教員の異動時に業務の引継ぎが行われず、平成25年度に作成したとみられる支援計画（1件）は作成した痕跡はあるものの、過去の支援計画及び指導計画の作成状況等が不明となっているもの（1例）</p> <p>なお、発達障害児の情報の引継ぎについては、多くは保育所及び学校が主体となって行っているところであるが、調査した市町村教育委員会の中には、保護者の同意を得て支援計画を教育委員会が管理し、引継ぎの中心的な役割を担うことにより、的確な管理体制及びそれによる着実な引継体制を構築している例がみられた。</p>	<p>表 2-(4)-⑳</p>
<p>ウ 引継ぎが行われぬことによる支障</p> <p>調査した保育所及び学校において、引継ぎが行われなかったことによる支障例を調査したところ、適切な対応が早期になされなかった結果、身体の不調や集団になじめないなど対応が困難となったものなど計7事例みられた。中には、市町村をまたいだ転校・転居時に、引継ぎが行われなかった例（2事例）が含まれていた。</p>	<p>表 2-(4)-㉑</p>
<p>このほか、後述項目3及び4で調査した発達障害者支援センター及び医療機関が把握している例でも、学校間での情報の引継ぎが行われなかったことなどから対応が困難となっているものが6事例（発達障害者支援センター3事例、医療機関3事例）みられた。</p> <p>こうした事例を踏まえると、発達障害児に対して切れ目のない適切な支援を行っていくためには、該当児童生徒の情報を的確に進学先に引き継いでいく必要があると考えられる。</p>	<p>表 2-(4)-㉒、㉓</p>
<p>この点については、教育再生実行会議においても、平成28年5月の第9次提言（「全ての子どもたちの能力を伸ばし可能性を开花させる教育へ」）において、発達障害を早期に発見し適切な支援につなげるため、国、地方公共団体が1歳6か月児健診及び3歳児健診の結果が就学時健診や就学中の健診にも引き継がれ活用されるよう促す旨提言されている。</p>	<p>表 2-(4)-㉔</p>
<p>【所見】</p> <p>したがって、文部科学省及び厚生労働省は、発達障害児に対する一貫した、切れ目のない支援を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 厚生労働省は、市町村に対し、乳幼児健診の結果等の進学先への引継ぎの重要性を周知し、積極的な引継ぎを促進すること。</p>	

<p>② 文部科学省及び厚生労働省は、保育所・幼稚園から大学・就労先までの各段階において、発達障害児に対する必要な支援内容等が文書により適切に引き継がれるよう、都道府県、市町村、都道府県教育委員会及び市町村教育委員会に対し、具体例を挙げて周知すること。その際、支援計画及び指導計画については、引継ぎまでの適切な保存・管理を求めるとともに、具体的な引継方法を提示し、確実に引き継がれるよう徹底を図ること。</p>	
---	--

表 2-(4)-① 「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号文部科学省初等中等教育局長通知）〈抜粋〉

第 2 早期からの一貫した支援について

2 個別の教育支援計画等の作成

早期からの一貫した支援のためには、障害のある児童生徒等の成長記録や指導内容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められること。

このような観点から、市町村の教育委員会においては、認定こども園・幼稚園・保育所において作成された個別の教育支援計画等や、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等を有効に活用しつつ、適宜資料の追加等を行った上で、障害のある児童生徒等に関する情報を一元化し、当該市町村における「個別の教育支援計画」「相談支援ファイル」等として小中学校等へ引き継ぐなどの取組を進めていくことが適当であること。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(4)-② 「障害のある子どものための地域における相談支援体制整備ガイドライン（試案）」（平成 20 年 3 月文部科学省及び厚生労働省）〈抜粋〉

第 3 章 地域における一貫した相談・支援のための連携方策

3 「相談・支援手帳（ファイル）」の作成

医療、保健、福祉、教育、労働等の各機関において必要な情報を共有し、連携して相談・支援を行う際の参考となるよう、「相談・支援手帳（ファイル）」を作成し、保護者に配付します。

医療、保健、福祉、教育、労働等の各機関が、それぞれ適切な支援を行うとともに、それらが一貫してつながった支援となるためには、保護者とともに必要な情報を共有化することが大切です。

そのためには、共通で活用でき、連携して支援に当たることができるよう、子どもの障害や発達に関する総合的な評価、各種の相談・支援の内容とそれによる効果、子どもや保護者のニーズ等を記録する相談・支援のための手帳やファイル「相談・支援手帳（ファイル）」を作成し、障害のある子どもの保護者が活用できるようにすることが有効です。

この手帳やファイルは、関係機関による情報の共有化を図ることができ、かつ、関係機関による各種相談・支援の際に円滑な情報の共有ができるようにすることを目的としています。また、保護者が各種の相談・支援を受ける際に提示することにより、相談・支援者に対して必要な情報が提供できるように、また、保護者や相談・支援者が必要な情報を記入できるようにします。

手帳やファイルに記載された内容は、関係機関が適切な役割分担の下に、障害のある子どものニーズを把握し、関係機関の連携による乳幼児期から学校卒業段階までの一貫した支援が行われるための計画（「個別の支援計画」）（第 3 章「6 関係機関の連携による支援のための計画（「個別の支援計画」）の策定」参照）づくりのために、重要な情報になると考えられます。また、この手帳やファイルの中に、「個別の支援計画」が直接記載されることもあります。

（後略）

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(4)-③ 発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）〈抜粋〉

(情報の共有の促進)
<p>第 9 条の 2 国及び地方公共団体は、個人情報保護に十分配慮しつつ、福祉及び教育に関する業務を行う関係機関及び民間団体が医療、保健、労働等に関する業務を行う<u>関係機関及び民間団体と連携を図りつつ行う発達障害者の支援に資する情報の共有を促進</u>するため必要な措置を講じるものとする。</p>

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(4)-④ 調査した 31 市町村の乳幼児健診の結果の進学先(保育所、幼稚園等)への引継状況(平成 26 年度)

(単位：市町村)

区分	市町村
調査した市町村	31
引継ぎを実施している市町村	30
うち保護者の同意が得られた場合であって、保育所等からの情報提供の依頼があった児童のみ引き継ぐとしている市町村	14
引継ぎを実施していない市町村	1

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(4)-⑤ 乳幼児健診の結果が学校等に引き継がれなかったことにより、対応が困難になった例

事例聴取先	概要
保育所	市外からの転入により入所した児童について、転出元の市町村での乳幼児健診結果(発達障害の疑いあり)を把握できなかったため、支援計画の作成、個別の配慮、小学校への引継ぎ等を行わなかったところ、小学校で集団行動になじめない状況となり、急遽支援が必要となった。
発達障害者支援センター	3歳児健診及び3歳児健診で紹介された親子教室において、軽度な知的障害を伴う発達障害の疑いを指摘されたが、それらの結果が、入園先の幼稚園に伝わらず、児童の知的障害の把握が遅れた。その結果、児童は、特別支援学級へ入級したが、知的学級ではなく、自閉・情緒学級へ入級することとなり、児童に対する教育的配慮や課題設定を行うのに数箇月要した。

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(4)-⑥ 乳幼児健診の間診票で情報提供に係る保護者の同意を得ている例

機関名	新居浜市
<p>新居浜市では、乳幼児健診(1歳6か月児健診及び3歳児健診)の間診票の中に、以下のとおり、健診結果について保育所等の関係機関と連絡を取り合う旨の項目を設けている。</p> <p>保育所に限らず、託児所、子育てサロン等から電話で照会がある場合があり、上記により、保護者の同意が得られている場合は、これらの機関に健診結果の報告を行っている。</p>	
<p>※ 保護者の方へ・・・お子さんの健やかな成長・発達支援のために、健診結果等について、保育所等の関係機関と連絡をとりあう場合があります。このことについて、(同意します・同意しません)</p>	

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(4)-⑦ 幼稚園入園前の児童に関する情報を把握している例

機関名	東広島市																				
<p>東広島市では、公立幼稚園からの「幼稚園入園前に発達障害児に係る情報入手の仕組みが欲しい」との要望により、平成 25 年度以降、公立幼稚園が入園前から気になる子の把握を行うとともに、文書により保護者の承諾を得て、東広島市（子ども家庭課）及び東広島市子育て・障害総合支援センターと連携して、特別な支援が必要な児童の把握に努めている。</p> <p>これにより、調査した幼稚園でも、発達障害の疑いのある新規入園児童についての情報を事前に把握していた。同園では、「入園前連携を行うようになってからは、発達障害児の状況が事前に把握できることから、特に診断がある児童については、その児童の特性に合った指導計画及び支援計画を作成できるようになった」としている。</p>																					
<p>○ 公立幼稚園による入園前の発達障害の疑いのある児童の把握の手順</p> <p>① 入園願いの受付時(12月)の対応 入園受付時に、園長が保護者に面談し「乳幼児健診（1歳6か月児及び3歳児）で、何か気になることがなかったか」を確認。</p> <p>② 入園説明会(2月)での対応 入園説明会に、同園の発達支援コーディネーター（教頭）が参加し、入園に当たって、保護者から心配事がある場合の相談を受け付ける。 心配事のある保護者に対しては、「保護者との連携シート」を渡し、i)乳幼児健診（1歳6か月児及び3歳児）で気になったこと、ii)関係機関との連携実績、iii)発達障害に係る検査実績、診断名等の情報提供を依頼する。 また、当該連携シートにおいて、保護者から、「入園前や入園後、幼稚園が関係機関（東広島市子育て・障害総合支援センター、関係医療機関等及び東広島市保健師など）と連携を図ること」の承諾書を徴している。</p>																					
<p>表 1 関係機関との入園前連携の実施状況</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関等</th> <th>関係者</th> <th>提供情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護者</td> <td></td> <td>保護者が不安に思っていること</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">幼稚園</td> <td>園長</td> <td>入園願い受付時の保護者面談情報</td> </tr> <tr> <td>特別支援コーディネーター（教頭）</td> <td>入園説明会時の保護者相談情報</td> </tr> <tr> <td>なかよし交流会参加の教諭</td> <td>なかよし交流会での児童の様子</td> </tr> <tr> <td>東広島市（子ども家庭課）</td> <td>保健師</td> <td>1歳6か月児健診及び3歳児健康診査の結果並びにその後のフォローアップ情報</td> </tr> <tr> <td>東広島市子育て・障害総合支援センター</td> <td>特別支援コーディネーター</td> <td>1歳6か月児健診及び3歳児健康診査の結果を踏まえての保護者からの相談対応、親子教室等の参加状況</td> </tr> </tbody> </table>	関係機関等	関係者	提供情報	保護者		保護者が不安に思っていること	幼稚園	園長	入園願い受付時の保護者面談情報	特別支援コーディネーター（教頭）	入園説明会時の保護者相談情報	なかよし交流会参加の教諭	なかよし交流会での児童の様子	東広島市（子ども家庭課）	保健師	1歳6か月児健診及び3歳児健康診査の結果並びにその後のフォローアップ情報	東広島市子育て・障害総合支援センター	特別支援コーディネーター	1歳6か月児健診及び3歳児健康診査の結果を踏まえての保護者からの相談対応、親子教室等の参加状況		
関係機関等	関係者	提供情報																			
保護者		保護者が不安に思っていること																			
幼稚園	園長	入園願い受付時の保護者面談情報																			
	特別支援コーディネーター（教頭）	入園説明会時の保護者相談情報																			
	なかよし交流会参加の教諭	なかよし交流会での児童の様子																			
東広島市（子ども家庭課）	保健師	1歳6か月児健診及び3歳児健康診査の結果並びにその後のフォローアップ情報																			
東広島市子育て・障害総合支援センター	特別支援コーディネーター	1歳6か月児健診及び3歳児健康診査の結果を踏まえての保護者からの相談対応、親子教室等の参加状況																			
<p>③ 入園後 園長、特別支援コーディネーター（教頭）、担任教諭及び幼稚園教育補助員で、入園前連携で得た情報を基に、教育支援計画及び指導計画を作成する。</p>																					

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(4)-⑧ 平成 26 年度に卒業した発達障害児に関する情報の進学先又は就労先に対する引継状況

(単位：施設、校)

区分	施設・学校数	卒業した発達障害児の在籍が確認できた施設・学校数			
		引き継いでいたもの	引き継いでいないもの		
保育所	23	18	18	0	
学校	幼稚園	23	18	18	0
	小学校	23	21	21	0
	中学校	23	20	13	7
	高等学校	24	20	7	13
	計	93	79	61	20

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「引き継いでいたもの」欄は、発達障害児に関する情報を、口頭、文書など何らかの方法で、進学先又は就労先に引き継いだ施設・学校数である。

表 2-(4)-⑨ 20 学校において発達障害児に関する情報を引き継いでいない理由

区分	理由
中学校から 高等学校へ の引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>進学先から照会があれば、口頭で引き継ぐなど対応することとしているため。</u> (3 中学校) ○ 保護者が高等学校の入試に不利になると誤解しており、引継ぎを行うことについて同意が得られないため。(1 中学校) ○ 生徒の進学先が市町村立の高等学校である場合以外は引き継ぐこととしていないため。(1 中学校) ○ 3 月中旬の合格発表から高等学校入学までは期間が短く、新年度の準備を行うこの期間に引継ぎを行うことは実質的に不可能であるため。(1 中学校) ○ 支援計画や支援ファイルは、卒業時に保護者に返却しており、引継ぎを行うかどうかは保護者の判断によるため。(1 中学校)
高等学校から 進学先等 への引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校生活に適応できており、特別な支援を必要とする生徒はいなかったため。(4 高等学校) ○ <u>これまで進学先又は就労先から求められたことがないため。</u> (3 高等学校) ○ これまで引継ぎを行った例がないため。(2 高等学校) ○ 事前に情報提供を行った場合、当該情報が入試や入社の場合にどのように影響するか分からず、強い不安を感じることから、保護者からの要請がない限り、学校から積極的に提供することはしていないため。(1 高等学校) ○ 個人情報を外部に提供することは好ましくないため。(1 高等学校) ○ 一般就労の場合は引継ぎがしにくく、保護者から引き継いでほしいという要望もないため。(1 高等学校) ○ 大学との間に情報交換等を行う接点がないため。(1 高等学校)

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(4)-⑩ 発達障害児の卒業者に関する支援計画及び指導計画の進学先又は就労先に対する引継
状況（平成 26 年度）

（単位：施設、校）

区分		施設・ 学校数	計画を作成して いる施設、学校 数	計画を引き継 いでいるもの		計画を引き継い でいないもの	
					全て引き継い でいるもの		
支援 計画	保育所	23	8	3	3	5	
	学校	幼稚園	23	8	4	4	4
		小学校	23	11	10	9	1
		中学校	23	7	2	1	5
		高等学校	24	8	2	1	6
		計	93	34	18	15	16
指導 計画	保育所	23	14	2	2	12	
	学校	幼稚園	23	13	5	5	8
		小学校	23	15	10	8	5
		中学校	23	11	4	3	7
		高等学校	24	9	1	1	8
		計	93	48	20	17	28

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 発達障害児には、医師の診断がある児童生徒に限らず、発達障害が疑われる児童生徒を含む。
 3 「計画を作成している施設・学校数」欄は、当省調査で、平成 26 年度に発達障害児の卒業者が在籍しており、かつ支援計画及び指導計画を作成している保育所・学校の数である。
 4 「計画を引き継いでいるもの」欄は、支援計画又は指導計画の作成が確認できた保育所・学校で、平成 26 年度に卒業した発達障害児に関する計画を、進学先又は就労先に引き継いだ保育所・学校の数である。
 5 「全て引き継いでいるもの」欄は、平成 26 年度に支援計画及び指導計画を進学先又は就労先に引継いでいた保育所・学校のうち、計画を作成した全児童についての計画を引き継いだ保育所・学校である。

表 2-(4)-⑪ 支援計画又は指導計画以外の手段による引継ぎを実施している 13 保育所及び 55 学校
 (11 幼稚園、10 小学校、17 中学校、17 高等学校) における発達障害児に関する情報の
 引継ぎ方法(平成 26 年度)

(単位：施設、校)

引継ぎ方法	保育所	学校				
		幼稚園	小学校	中学校	高等学校	
口頭のみによる引継ぎ	4	25	7	6	9	3
保育要録又は指導要録に記載	1	1	1	0	0	0
口頭による引継ぎ及び保育要録又は指導要録に記載	1	0	0	0	0	0
引継ぎシート等による引継ぎ	1	4	0	3	0	1
支援ファイルによる引継ぎ	0	1	0	0	1	0
支援ファイル及び口頭による引継ぎ	2	1	1	0	0	0
引継ぎシート等及び保育要録又は指導要録に記載	4	1	1	0	0	0
引継ぎシート等及び口頭による引継ぎ	0	2	1	1	0	0
計	13	35	11	10	10	4

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 発達障害児には、医師の診断がある児童生徒に限らず、発達障害が疑われる児童生徒を含む。
 3 「引継ぎシート等」は、児童生徒の情報を進学先に引き継ぐために、市町村等が独自で作成したシート又は文書をいう。

表 2-(4)-⑫ 調査した保育所及び学校における情報の引継ぎに関する主な意見

区分	意見の内容
<p>口頭による引継ぎの支障、文書による引継ぎが望まれる理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就学児連絡で口頭による引継ぎを行っているが、口頭であるため、十分に伝わらないこともある。(保育所) ○ 口頭での引継ぎでは、数年後、支援が必要となり、幼稚園に情報を聴きに来ることがある。(幼稚園) ○ 就学前の保幼小連絡協議会において、口頭による引継ぎを行っているが、小学校から来る教員は、その時点の1年生の担任で、新年度になると、進級して2年の担任になっていたり、異動で転校したりして、口頭で引き継いだことが、新1年生の担任に伝わっていないことがある。(市町村) ○ 引継ぎは、保育要録を小学校に持参している。保育要録に記載しきれない場合には、小学校長に口頭で伝えるが、担任に正確に伝わるかは不安がある。特に手帳も診断もない児童については、説明しても「実際に見た上で」となることが多い様子である。一方で、小学校から発達障害の特徴を持つ児童について、「なぜ、もっと情報をくれなかったのか」とクレームを受けたこともある。(市町村) ○ 人事異動により面談を行った就学先の担当教諭が新入学の児童の担任とならない場合があり、口頭での補足説明が実際の新入生の担任に伝わらないことがある。(市町村) ○ 保幼小連絡協議会に参加する教諭は、その時点の1年生の担任であるが、新年度に異動で転校したり、同じ小学校に居ても持ち上がりで2年生の担任になっており、新入学の1年生の担任に、保幼小連絡協議会で口頭により伝達したことが伝わっていないことがある。(保育所) ○ 引継先の小学校等が幼児の状況を知らない中で、情報を引き継いだとしても、引継内容を理解することができる範囲に限界がある。また、引継ぎを行った相手の小学校等の教職員が当該児童の担任とならない場合がある。(幼稚園) ○ 園を訪問するのはその年の1年生の担任であることが多く、観察結果は新年度の新1年生の担任に小学校内で引き継がれることになるが、その際に引継ぎミスで園から伝えたはずの情報が新1年生の担任に伝わっておらず、入学後に小学校から再度問合せがあることがまれにある。(保育所) ○ 本園と同一敷地内にある小学校や近くの小学校とは連携(情報提供)しているが、園児が市内の全地域から来ているため、進学する小学校は15校以上あり十分に連携(情報提供)を取るのが難しい。(幼稚園) ○ 引き継ぐ相手が担任や直接の支援者でない場合は再度情報を引き継ぐことになることもある。(保育所) ○ 担任が異動すると、支援を要する幼児の様子を十分引き継ぐことができないこともあった。(幼稚園) ○ 保幼小連絡会及び小中連絡会で情報交換を行っているが、教員ごとに、児童に対する見方や捉え方に差がある。(小学校)

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 移行支援会議を実施しているが、年度が替わると会議の内容が進学先の中学校に伝わっていないことが何度かあった。(小学校) ○ 小学校から中学校に伝える情報について、中学校の担当者の主観による受け止め方に温度差があり、重要なことを見逃されているのではないかと感じることもある。(小学校) ○ 小学校から口頭で引継ぎを受けているが、中学校入学後に発達障害の疑いがある生徒を発見することがあり、対応に苦慮する場合がある。(中学校) ○ 中学校からの引継ぎは、合格発表後に生徒の出身校を本校職員が訪問し、口頭のみで行っており、文書での引継ぎがないため、引き継がれる情報が不十分になっている可能性があることは否定できない。(高等学校)
口頭による引継ぎを行う理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文字で伝えることが難しい内容も伝えられる。(幼稚園) ○ 担当者同士に面識ができてその後の連絡が行いやすく、文書で行うよりも引き継ぎやすい。(幼稚園) ○ 中学校への引継ぎは6年生の学級担任に委ねているが、進学後のトラブルを懸念して、引継内容をできるだけ文書に残したくないという考えから、口頭で引継ぎが行われている。(小学校) ○ 診断を受けていない児童や家庭事情に配慮を要する場合にどこまで情報を伝えてよいか判断しにくいいため、口頭による引継ぎを行っている。(小学校) ○ 都道府県教育委員会では、学校間における引継ぎシートを作成し、引継ぎに関するスケジュールを示しているが、短期間で引継ぎシートを作成し、その内容について保護者の同意を得ることは困難であるため、現状では引継ぎシートは活用しておらず、口頭による引継ぎを行っている。(中学校) ○ 文書による引継ぎは、保護者の同意が課題である。(中学校) ○ 支援等の内容が分かりやすい場合は文書で構わないと思うが、伝えにくいことや文書に残したくないことを伝えるのは難しい。(高等学校)

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(4)-⑬ 調査した学校における発達障害児に関する情報の引継ぎを的確に行うための取組例

区分	内容
<p>中学校から高等学校への引継ぎの例</p>	<p>調査した高等学校では、保護者の承諾を得た上で中学校に対して引継ぎシートの提出を依頼するなどして、情報の引継ぎを以下のとおり実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 各中学校の特別支援教育コーディネーターと恒常的に連絡を取り、校長会や教頭会の機会なども活用し、日頃から引継ぎシートの作成を依頼しておく。 ② 合格発表後、障害の有無を問わず、入学予定生徒全員について、中学校に対して引継ぎシートの提出を依頼する。 ③ 入学予定生徒の保護者に対しても引継ぎシートの作成・提出を依頼し、その際、中学校から高等学校に情報提供を行うことについて承諾書に署名をもらう。 ④ 3月末に、入学予定生徒の出身中学校全てを訪問し、情報を聴取する。 ⑤ フォローアップとして新年度6月に中高連絡会を開催し、次年度の対応を中学校に依頼するなど継続的に中学校との連携を図る。 <p>同校では、保護者の承諾を得ることにより、情報提供を行わない中学校をなくすことができ、中学校及び保護者からの引継ぎシートの提出率は100%であり、保護者及び中学校がそれぞれ作成した引継ぎシートは、両者の見方が異なる場合などがあるため、比較・検討を行うことができるとしている。</p> <p>また、同校が活用している都道府県教育委員会の引継ぎシートは、本人の特徴(性格、得意なこと等)、本人・保護者の願い等のほか、学習、行動、対人関係ごとに、これまでの取組及び今後必要と思われる支援内容を記載するものとなっている。</p>
<p>高等学校から就労先への引継ぎの例</p>	<p>調査した高等学校では、平成26年度に卒業した発達障害児について、教育支援計画に基づき、「職場定着支援シート」を作成し、i) 就労先に職場定着支援シートを、ii) 職場定着支援を実施する就生センターに教育支援計画及び職場定着支援シートを、それぞれ引き継いでいる。</p> <p>同校では、就労支援においては関係機関との連携が必要であり、その連携内容等の記録は、就労先にも必要な情報であり引き継ぐべきものであるとしている。</p> <p>同校独自の様式である職場定着支援シートは、将来についての希望、関係機関による支援内容、得意なことや苦手なこと、サポートが必要な場面及び必要なサポートなどを記載するものである。当該生徒については、例えば、言葉の説明だけでは理解が難しく、メモをとることが苦手である特性について、サポート内容として、i) 短く明確な言葉で手順を記載したものがあれば自分で確認しながら仕事を進めることができること、ii) やり方の手本を示しながら、ゆっくり説明を受ければ理解できることなどを記載している。</p> <p>また、当該生徒に関する教育支援計画には、これまでの支援の記録が記載されており、在学中に行った職場実習の状況等についても記載されている。</p> <p>なお、当該生徒は、平成27年4月から職場実習先に障害者雇用枠で就職しており、調査時点(同年10月末)において、継続して就労している。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(4)-⑭ 調査した 116 学校等における支援計画の引継状況（平成 26 年度）

（単位：施設、学校、人、％）

区 分		26 年度
保 育 所	保育所数	8
	発達障害児の卒業者数 (A)	65
	うち支援計画を作成していた数 (B)	23
	うち進学先に引き継いだ数 (C)	8
	支援計画を作成していた者のうち進学先に引き継いだ者の割合 (C/B)	34.8
	卒業者のうち支援計画を作成し進学先に引き継いだ者の割合 (C/A)	12.3
幼 稚 園	幼稚園数	8
	発達障害児の卒業者数 (A)	89
	うち支援計画を作成していた数 (B)	30
	うち進学先に引き継いだ数 (C)	14
	支援計画を作成していた者のうち進学先に引き継いだ者の割合 (C/B)	46.7
	卒業者のうち支援計画を作成し進学先に引き継いだ者の割合 (C/A)	15.7
小 学 校	小学校数	11
	発達障害児の卒業者数 (A)	167
	うち支援計画を作成していた数 (B)	67
	うち進学先に引き継いだ数 (C)	53
	支援計画を作成していた者のうち進学先に引き継いだ者の割合 (C/B)	79.1
	卒業者のうち支援計画を作成し進学先に引き継いだ者の割合 (C/A)	31.7
中 学 校	中学校数	7
	発達障害児の卒業者数 (A)	95
	うち支援計画を作成していた数 (B)	34
	うち進学先に引き継いだ数 (C)	5
	支援計画を作成していた者のうち進学先に引き継いだ者の割合 (C/B)	14.7
	卒業者のうち支援計画を作成し進学先に引き継いだ者の割合 (C/A)	5.3
高 等 学 校	高等学校数	8
	発達障害児の卒業者数 (A)	81
	うち支援計画を作成していた数 (B)	47
	うち進学先等に引き継いだ数 (C)	3
	支援計画を作成していた者のうち進学先等に引き継いだ者の割合 (C/B)	6.4
	卒業者のうち支援計画を作成し進学先等に引き継いだ者の割合 (C/A)	3.7
計	施設・学校数	42
	発達障害児の卒業者数 (A)	497
	うち支援計画を作成していた数 (B)	201
	うち進学先等に引き継いだ数 (C)	83
	支援計画を作成していた者のうち進学先等に引き継いだ者の割合 (C/B)	41.3
	卒業者のうち支援計画を作成し進学先等に引き継いだ者の割合 (C/A)	16.7

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 発達障害児には、医師の診断がある児童生徒に限らず、発達障害が疑われる児童生徒を含む。
 3 保育所及び学校数は、平成 26 年度における発達障害児の卒業者数及び支援計画の作成・引継状況が確認できた施設・学校数を記載した。

表 2-(4)-⑮ 調査した 116 学校等における指導計画の引継状況（平成 26 年度）

（単位：施設、学校、人、％）

区 分		26 年度
保 育 所	保育所数	14
	発達障害児の卒業者数 (A)	65
	うち指導計画を作成していた数 (B)	54
	うち進学先に引き継いだ数 (C)	2
	指導計画を作成していた者のうち進学先に引き継いだ者の割合 (C/B)	3.7
	卒業者のうち指導計画を作成し進学先に引き継いだ者の割合 (C/A)	3.1
幼 稚 園	幼稚園数	13
	発達障害児の卒業者数 (A)	89
	うち指導計画を作成していた数 (B)	46
	うち進学先に引き継いだ数 (C)	20
	指導計画を作成していた者のうち進学先に引き継いだ者の割合 (C/B)	43.5
	卒業者のうち指導計画を作成し進学先に引き継いだ者の割合 (C/A)	22.5
小 学 校	小学校数	15
	発達障害児の卒業者数 (A)	167
	うち指導計画を作成していた数 (B)	66
	うち進学先に引き継いだ数 (C)	44
	指導計画を作成していた者のうち進学先に引き継いだ者の割合 (C/B)	66.7
	卒業者のうち指導計画を作成し進学先に引き継いだ者の割合 (C/A)	26.3
中 学 校	中学校数	11
	発達障害児の卒業者数 (A)	95
	うち指導計画を作成していた数 (B)	37
	うち進学先に引き継いだ数 (C)	8
	指導計画を作成していた者のうち進学先に引き継いだ者の割合 (C/B)	21.6
	卒業者のうち指導計画を作成し進学先に引き継いだ者の割合 (C/A)	8.4
高 等 学 校	高等学校数	9
	発達障害児の卒業者数 (A)	81
	うち指導計画を作成していた数 (B)	54
	うち進学先等に引き継いだ数 (C)	2
	指導計画を作成していた者のうち進学先等に引き継いだ者の割合 (C/B)	3.7
	卒業者のうち指導計画を作成し進学先等に引き継いだ者の割合 (C/A)	2.5
計	施設・学校数	62
	発達障害児の卒業者数 (A)	497
	うち指導計画を作成していた数 (B)	257
	うち進学先等に引き継いだ数 (C)	76
	指導計画を作成していた者のうち進学先等に引き継いだ者の割合 (C/B)	29.6
	卒業者のうち指導計画を作成し進学先等に引き継いだ者の割合 (C/A)	15.3

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 発達障害児には、医師の診断がある児童生徒に限らず、発達障害が疑われる児童生徒を含む。
 3 保育所及び学校数は、平成 26 年度における発達障害児の卒業者数及び指導計画の作成・引継状況が確認できた施設・学校数を記載した。

表 2-(4)-⑯ 調査した保育所及び学校における支援計画を進学先等に引き継いでいない主な理由

区分	理由
別の方法で引継ぎを行っているもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現状の引継方法で対応が可能であるため。(5 保育所、2 幼稚園) ○ 口頭で引継ぎを行っているため。(1 小学校、2 中学校) ○ これまで学校としての引継方針を策定するまでには至っておらず、支援計画の引継ぎは6年生の担任に委ねていたが、担任が、進学後のトラブルを懸念して、文書による引継ぎを行わず口頭による引継ぎのみを行う場合があるため。(1 小学校) ○ 進学先からの依頼があれば、保護者の同意を得た上で複写版を引き継いでいるため。(1 中学校)
支援計画の引継ぎに関する認識不足や情報不足によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き継ぐことについて市教育委員会から指示がないため。(1 幼稚園) ○ 個人情報をごとまで提供してよいか判断がつかないため。(1 保育所) ○ 引き継ぐことを目的として作成していないため。(1 幼稚園) ○ 支援計画は個人情報であり、外部に提供することは好ましくないため。(1 高等学校)
保護者に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者の同意が得られないため。(3 小学校、1 中学校、1 高等学校) ○ 支援計画の引継ぎを保護者が必要だと思わなくなった場合には引き継がないため。(2 小学校) ○ 引継ぎの際、原則として一旦保護者に返すこととしているため。(1 小学校)
引継方法に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当校と大学との間に情報交換等を行う接点がないため。(1 高等学校)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数の理由を挙げている学校があるため、施設・学校数は延べ数である。

表 2-(4)-⑰ 調査した保育所及び学校における指導計画を進学先等に引き継いでいない主な理由

区分	理由
別の方法で引継ぎを行っているもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現状の引継方法で対応が可能であるため。(8 保育所、5 幼稚園) ○ 支援計画を引き継いでいるため。(1 保育所) ○ 学校独自で作成している様式で引き継いでいるため。(1 小学校) ○ 口頭で引継ぎを行っているため。(2 小学校、5 中学校) ○ これまで学校としての引継方針を策定するまでには至っておらず、指導計画の引継ぎは6年生の担任に委ねていたが、担任が、進学後のトラブルを懸念して、文書による引継ぎを行わず口頭による引継ぎのみを行う場合があるため。(1 小学校) ○ 進学先からの依頼があれば、保護者の同意を得た上で複写版を引き継いでいるため。(1 中学校)
指導計画の引継ぎに関する認識不足や情報不足によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き継ぐことについて市町村教育委員会から指示がないため。(1 幼稚園) ○ 指導計画は個人情報であり、外部に提供することは好ましくないため。(1 高等学校) ○ 進学先から求められていないため。(2 保育所、1 中学校) ○ 学校ごとに指導計画を策定することになっており、引き継ぐ必要がないため。(1 小学校) ○ 指導計画は、学校内で作成・活用するものであり、外部に提供することを目的として作成していないため。(2 保育所、2 幼稚園、2 中学校)
保護者に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者の同意が得られないため。(3 小学校、1 中学校、1 高等学校)
引継方法に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3月中旬の合格発表から高等学校入学までは期間が短く、新年度の準備を行うこの期間に引継ぎを行うことは実質的に不可能であるため。(1 中学校) ○ 当校と大学との間に情報交換等を行う接点がないため。(1 高等学校)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数の理由を挙げている学校があるため、施設・学校数は延べ数である。

表 2-(4)-⑱ 中学校から高等学校、高等学校から大学等への情報の引継ぎに関する意見等

区分	意見の内容
中学校及び 高等学校間 中学校 高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒のことを考えると引継ぎは大切であるが、中学校及び高等学校間の場合、手続上の難しさがある。小中連絡会のように生徒に関する情報交換を行う場がなく、引継時期・場所、引継方法、引き継ぐべき事項等など、引継ぎの仕組みが確立されておらず、実施方法が不明であるため、今後、保護者からの同意が得られ、実際に引継ぎを行うこととなった場合に判断に迷うことが懸念される。 ○ 3月中旬の合格発表から高等学校入学までは期間が短く、新年度の準備を行うこの期間に引継ぎを行うことは実質的に不可能である。 ○ 中学校から高等学校への情報の引継ぎについて、合格発表前には不利になると思われるため行っておらず、合格発表後に行うこととしている。 ○ 高等学校進学の際に、発達障害児に関する情報を求められたことはない。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 中学校から引き継がれる情報が少ないため、入学後対応に苦慮する場合がある。 ○ 中学校から支援計画等の引継ぎを受けたことはないが、中学校で支援計画等を作成している生徒については、教育上のアプローチの仕方や学習の到達段階を把握でき、高等学校での指導に活かせることなどから、引き継いでほしい。 ○ 中学校では、生徒が発達障害であるという情報を合格発表前に高等学校に提供することにより、入学者選抜に影響すると思われるが、発達障害により特別な支援が必要であることが入学者選抜に不利になるようなことはないため、そのことを中学校や保護者に理解してもらう必要がある。 ○ 発達障害者支援センターで支援を受けていた生徒も含め、支援計画等の引継ぎを受けたことはない。少しでも支援が行われていれば、情報提供してほしい。
高等学校及び就学先又は就労先間 高等学校 大学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人にとって合格の妨げとなる可能性がある情報は、高等学校から進学先に対して積極的には伝えない。 ○ 支援計画及び指導計画は個人情報であり、外部に提供することは好ましくない。 ○ 大学と情報交換する機会がないため、大学への引継ぎは行っていない。 ○ 高等学校の場合、進学先が全国規模になり、提供した情報が独り歩きすることが危惧されるため、学校が直接進学先に引継ぎを行うことはしていない。 ○ 必要に応じて就職先又は進学先に引継ぎを行い、早期離職や退学等の防止に努めているが、企業や専門学校の発達障害に対する理解が十分でないと感じる。 ○ これまで進学先等に情報を引き継いだ実績はないが、引継ぎが必要と思われる生徒については、必要な情報を整理し、引継ぎを行っていく必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 自閉症のある学生の場合、本人が自分の困っていることを話せない場合も多いので、高等学校での支援計画等を引き継いでほしい。 ○ 引継ぎにより、本人の障害特性がどのような問題を引き起こすかを事前に把握することができ、大学での支援ニーズを想定しやすくなる。 ○ 引継ぎがあると、入学後、アセスメントに要する時間が短縮でき、支援が迅速に開始できる。

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(4)-⑱ 調査した都道府県及び市町村における支援計画及び指導計画の引継ぎに関する指導状況(平成 26 年度)

(単位：都道府県、市町村)

区分		都道府県及び市町村数	
			引継ぎを指導
支援計画	都道府県	19	2
	市町村	31	8
	計	50	10
指導計画	都道府県	19	2
	市町村	31	7
	計	50	9

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(4)-⑳ 調査した教育委員会における支援計画及び指導計画の引継ぎに関する指導状況(平成 26 年度)

(単位：教育委員会)

区分		教育委員会数					
			引継ぎを指導	引継ぎを指導			
				幼稚園	小学校	中学校	高等学校
支援計画	都道府県教育委員会	19	8	8	8	8	6
	市町村教育委員会	31	11	8	10	10	—
	計	50	19	16	18	18	6
指導計画	都道府県教育委員会	19	7	7	6	7	5
	市町村教育委員会	31	6	4	6	6	—
	計	50	13	11	12	13	5

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(4)-㉑ 調査した教育委員会における支援計画及び指導計画の引継ぎを指導していない理由

- 両計画の引継ぎの取扱いについては、現段階では検討を行っていないため。
- 両計画の作成率の向上が優先されるため。
- 都道府県教育委員会が作成した手引書が県内の全ての学校に配布されており、それを活用しているため、市町村教育委員会として幼稚園、小・中学校に指導している事項はないため。
- 学校の判断に委ねており、統一的な指導はしていないため。なお、学校からは、小中連携会議の中での口頭による引継ぎが主であると聞いている。
- 学校間では、口頭により引継ぎや情報交換等を行っているため。
- 各校で独自に作成した資料等により引継ぎを行っているため。
- 両計画は、指導要録のような公簿ではなく、必ず引き継がなければならないものではないため。
- 両計画には、既往歴や指導内容など個人のプライバシーに関する情報が記載されているため、両計画の引継ぎについては、積極的に勧めていない。
- 指導計画は、保護者の同意を得て作成するものではないので、書面ではなく口頭での引継ぎを行っているため。
- 指導計画は、学校内で必要な計画であり、外部に提供を行うものではないので、必ずしも引継ぎを行う必要はないため。

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(4)-㉔ 都道府県教育委員会が中学校及び高等学校間の引継ぎを行うための連絡会を開催している例

機関名	香川県教育委員会
<p>香川県教育委員会では、県内の公立中学校及び高等学校間におけるスムーズな支援内容の引継ぎのため、平成 27 年 7 月に初めて、「特別支援教育コーディネーター中高連絡会」を開催している。</p> <p>参加対象者は、公立の中学校、高等学校及び特別支援学校（高等部）の特別支援教育コーディネーターとなっており、中学校は 70 校中 43 校（参加率 61.4%）、高等学校は 32 校中 25 校（同 78.1%）、特別支援学校は 9 校中 6 校（同 66.7%）が参加し、計 74 校の担当者が参加している。</p> <p>同連絡会は、高等学校及び特別支援学校が学校別にブースを設け、中学校の担当者が、指定されたタイムスケジュールに沿って関係する高等学校等のブースを訪れ、各校の判断により、口頭やメモ等により情報交換を行うものである。</p> <p>同教育委員会では、高等学校の入学者は出身中学校が複数校に及び、高等学校の教員が各中学校に向いて情報交換や引継ぎを行うことはスケジュール調整等も難しいという課題があったことから、同連絡会を開催したとしている。</p> <p>また、同教育委員会が参加者に行ったアンケートの結果、高等学校及び特別支援学校計 31 校のうち 24 校（77.4%）からは継続して開催を希望する意見があったほか、次のような意見があったとしている。</p>	
<p>表 参加者アンケートにおける主な意見</p>	
区分	内容
よ か っ た 点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中学校での対応内容を具体的に聞くことができた。(12 人) ○ 特別支援教育コーディネーターの視点から個々の生徒に関する詳しい情報が得られた。(3 人) ○ 電話や訪問等で問い合わせるよりも具体的に聞くことができた。(2 人) ○ 中学校で不登校であった生徒が、現在、生き生きと学校生活を送れていることを知り、うれしかった。(1 人)
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ○ もう少し早い時期に実施した方がより早く支援につなぐことができる。(4 人) ○ 生徒を知っている教員が転任している場合があり、十分な情報が得られなかった。(4 人) ○ 本校で情報交換したい生徒が、中学校では支援の対象ではないことがあった。事前に学校名、生徒氏名を提示して、対象生徒の情報がほしい。(2 人)
<p>なお、同連絡会にも参加した、同県内に所在する調査対象高等学校からは、「高等学校は、小・中学校に比べ、それまでの自分を知る者も少ないことから、発達障害を持つ生徒やその保護者には「学校生活をリセットしたい」という思いもあり、入学時の保護者面談等では、発達障害の兆候、病院での診断の有無等についての情報が得られにくい」といった意見が聴かれた。</p>	

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(4)-㉓ 高等学校から中学校への積極的な情報収集や引継ぎの留意点等を周知している例

機関名	岡山県教育委員会
<p>岡山県教育委員会は、児童虐待や発達障害、不登校など特別な配慮が必要な生徒の増加等を踏まえ、県内の市町村教育委員会、中学校、高等学校及び特別支援学校等に対し、中学校及び高等学校間の引継ぎに関する留意点等を以下のとおり通知し、引継ぎの推進を指導している。</p>	
<p>表 「中学校・高等学校間の情報連携の推進について〔改訂〕（通知）」＜抜粋＞</p>	
<p>2 具体的取組</p> <p>(1) 中学校と高等学校の間において、学校訪問・連絡会等により、生徒の状況等について情報交換する。その際の留意点は、次のとおりである。</p> <p>① 実施に当たっての留意点</p> <p>ア <u>高等学校への進学が決定した後、できるだけ早い時期に実施することが望ましい。</u></p> <p>イ <u>所定の機会に限らず、様々な機会を活用して、情報交換に努める。</u></p> <p>ウ <u>その場限りの情報交換に終わるのではなく、必要に応じてその後も継続して状況の確認に努めるなど、各学校は、主体的な情報提供、情報収集に努める。</u></p> <p>② 生徒の適切な支援のための情報交換の内容（例）</p> <p>ア、（略）</p> <p>イ <u>障害（発達障害を含む）等、特別な支援や配慮が必要なこと。</u></p> <p>ウ（略）</p> <p>(2) 中学校における留意点</p> <p>①、②（略）</p> <p>③ <u>特別な支援が必要な生徒に関して、進学先の学校への情報提供を行う際には、保護者と共に作成した個別の教育支援計画や教科等の指導に関する個別の指導計画等、指導・支援に有効な手立てを記載した資料を十分に活用すること。</u></p> <p>(3) 高等学校における留意点</p> <p>① <u>中学校に直接出向くなど、積極的な情報収集に努める。</u></p> <p>②、③（略）</p>	
<p>（注）下線は当省が付した。</p>	
<p>同教育委員会では、中学校から積極的な引継ぎを行いきにくい理由として、i) 高等学校受験があるため、生徒本人が不利になりかねない情報を高等学校に伝えにくく、また、同様の理由により保護者からの同意も得にくいこと、ii) 中学校の教員が、部活動の顧問業務や生徒指導業務等により他の学校種と比較しても多忙であり、計画作成・引継ぎのための時間を確保できないことがあるのではないかとしている。</p>	
<p>また、当該取組の効果について、i) 高等学校の合格発表後、入学までの期間で、入学予定者のうち気になる者について高等学校から中学校に対して担任レベルで情報提供を求める、ii) 入学後、環境に慣れてきた頃（5月末の中間テストの頃）に対応が大変な生徒について、中学校時代のより詳細な情報の提供を求めるため連絡会を開催するといった取組を行う高等学校が増えているとの実感を持っているとしている。</p>	
<p>なお、同県内に所在する調査対象高等学校では、中学校からの引継ぎを受けていないが、高等学校から中学校に対して積極的に情報提供を依頼している。平成26年度に同校に在籍する発達障害児5人のうち、保護者等からの申告により把握した生徒が2人、同校から中学校への情報収集により把握した者が3人となっている。</p>	
<p>（注） 当省の調査結果による。</p>	

表 2-(4)-㉔ 「障害のある子どものための地域における相談支援体制整備ガイドライン(試案)」(平成 20 年 3 月文部科学省及び厚生労働省) <抜粋>

第 3 章 地域における一貫した相談・支援のための連携方策

8 個人情報の取扱い

医療、保健、福祉、教育、労働等の各機関が子どもの情報を共有化するに当たっては、保護者に十分な説明を行った上で理解を得るとともに、個人情報の取扱いには万全を期することが必要です。

相談・支援のための手帳やファイル、「個別の支援計画」等については、それらの内容に、障害のある子どもにかかわる個人情報が含まれており、また、関係機関や関係者がその情報を共有化しようとするものであることなどから、その策定や活用にあたっては、保護者に対して、それらの策定の意義や活用の目的等について十分な説明を行い、理解を得ることが必要です。

例えば、学校等の教育機関が中心となって策定する「個別の教育支援計画」の記載内容について、どのような機関と情報を共有化するのか、どのような機関に情報が引き継がれていくのかなどについて十分な説明を行い、保護者に対して理解を得ることが必要です。

また、個人情報を保有する機関や関係者においては、個人情報が漏えいしたり滅失したりすることのないよう、適切な管理を行うとともに、本来の目的以外の目的に活用したり、知り得た情報の内容を他人に知らせたりすることのないよう、適切な取扱いに万全を期すことが必要です。

関係機関や関係者においては、個人情報の適切な管理や取扱いが行われるよう、関係者の十分な認識を深めるとともに、保護者の理解を得ながら、事前に保管の方法や期間など、管理や取扱い方法等を決めておくことが大切です。

関係機関や関係者においては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律、各自治体における個人情報保護条例等の規定に基づき、適切な管理や取扱いを行うことが重要です。

なお、手帳やファイル、「個別の支援計画」等のように文書に記されている個人情報だけでなく、関係者が知り得た全ての個人情報についても、同様に考えることが大切です。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(4)-㉔ 支援計画及び指導計画の保存・管理が不適切となっている例

区分	内容
<p>発達障害児への支援に関する資料の所在が不明となっている例（小学校及び中学校、計 2 事例）</p>	<p>調査した小学校では、平成 25 年度当時の特別支援教育コーディネーターによる資料の保管に不手際があり、25 年度以前の発達障害児の支援状況に関する資料及び関連資料の一部の所在が不明となっている。</p> <p>調査した中学校では、平成 25 年度から 26 年度までにかけて特別支援教育コーディネーターの異動があり、その際、校内での業務等の引継ぎが十分に行われていなかったことから、25 年度以前の発達障害児の支援状況に関する資料が全く保存されておらず、関連資料の所在が不明となっている。</p>
<p>校内での引継ぎが不十分であり、支援計画等の作成状況が不明となっている例（高等学校）</p>	<p>調査した高等学校では、平成 25 年度に 1 件の支援計画を作成した痕跡はあるものの、25 年度から 26 年度までにかけて特別支援教育コーディネーターの異動があり、その際、校内での業務等の引継ぎが十分に行われていなかったことから、25 年度以前の支援計画及び指導計画の作成状況が不明となっている。</p> <p>その理由について、同校は、平成 25 年度以前の校務分掌では、特別支援教育コーディネーターが人権教育・教育相談担当に配置されていたなど、特別な支援を必要とする生徒への支援を行う体制が十分に整備できておらず、25 年度以前は特別な支援を必要とする生徒の実態把握が十分にできていなかったことを挙げている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(4)-㉔ 市教育委員会が支援計画の引継ぎ・保管の中心的な役割を担っている例

機関名	新居浜市教育委員会
<p>新居浜市教育委員会の支援ファイルであるサポートファイル「にっこ・にこ」は、進学先への引継ぎツールとして活用されており、支援計画の様式が支援ファイルの一部として含まれている。</p> <p>引継ぎは支援ファイルのコピーにより行われ、原本は、保護者の委任を受けた同教育委員会が保管することとしている。また、支援ファイルは、児童が25歳になるまで保管することとされており、児童が先々、就職する際等において活用できるよう配慮されている。</p> <p>また、支援ファイルや支援計画の引継ぎは、一般的に、学校間の引継ぎによるか保護者が進学先に持参する形態が多いが、学校や保護者の事情で引継ぎが行われないケースも多い。支援ファイルによる引継ぎは市教育委員会の職員が、引継ぎの機会に参加することで確実な情報の引継ぎが期待される。</p>	
<p>表1 サポートファイル「にっこ・にこ」の引継ぎフロー</p>	
<p>サポートファイルの取り扱いについて 各機関卒業転学後5年間保管→廃棄</p> <pre> graph TD subgraph "各機関卒業転学後5年間保管→廃棄" A[保健センター・療育機関] -- "サポートファイル(コピー) 引継シート" --> B[保育園・幼稚園] B -- "サポートファイル(コピー) 引継シート" --> C[小学校] C -- "サポートファイル(コピー) 引継シート" --> D[中学校] D -- "サポートファイル(コピー) 引継シート" --> E[高等学校] E -- "サポートファイル(コピー) 引継シート" --> F[就職・進学] end A -- "原本" --> G((発達支援課 0歳～25歳 まで原本保管)) B -- "原本" --> G C -- "原本" --> G D -- "原本" --> G E -- "原本" --> G F -- "原本" --> G A -- "コピー" --> H((本人 保護者)) B -- "コピー" --> H C -- "コピー" --> H D -- "コピー" --> H E -- "コピー" --> H F -- "コピー" --> H H --> G </pre>	
<p>(注) 1 新居浜市作成の「サポートファイル「にっこ・にこ」Q&A」による。 2 支援ファイルの引継ぎには、保護者の同意が必要であるため、保護者が同意しない場合は引継がれない。</p>	

表2 支援ファイル（サポートファイル「にっこ・にこ」）の引継ぎ実績

（単位：人）

	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
保育所	3	5	2	13	3
幼稚園	0	1	1	3	1
小学校	0	8	5	15	13
中学校	1	4	6	3	3
高等学校	0	0	2	2	0
合計	4	18	16	36	20

（注） 新居浜市の資料に基づき、当省が作成した。

（注） 当省の調査結果による。

表 2-(4)-㉓ 発達障害児に関する情報の引継ぎが行われなかったことなどから対応が困難となっている例（調査した保育所及び学校が把握している例）

No.	区分	概要
1	保育所～ 小学校 (転校・ 転居)	市外からの転入により入所した児童について、転出元の市町村での乳幼児健診結果（発達障害の疑いあり）を把握できなかったため、支援計画の作成、個別の配慮、小学校への引継ぎ等を行わなかったところ、小学校で集団行動になじめない状況となり、急遽支援が必要となった。【再掲】
2	保育所～ 小学校	場合かん黙（家庭では話せるが、学校などでは話せなくなる症状）と学習障害を持つ児童について、当初はおとなしい児童だと捉えていたが、学習が進むにつれて他の児童との差が顕著となり、また、家庭ではよく話をするため保護者にも問題意識がなく、保育所からの引継ぎがあれば早期に対応ができたと思われた。
3	保育所～ 小学校	巡回相談員から、発達障害の疑いがあるとして、医療機関の紹介を受け、発達障害と診断されたが、保護者が診断結果を受け入れず、児童は指示が通らない状況が続いており、保育所において作成している支援計画及び指導計画の小学校への引継ぎも保護者が拒否している。
4	幼稚園～ 小学校	排せつ等の身辺自立に困り感がある幼児について、保護者は「家庭での困り感はない」として教育相談等を拒否しており、また、幼稚園が勝手に小学校等他機関と連携するのではないかと疑心を抱いているようであるため、幼稚園での個別の配慮や支援状況について小学校に引き継ぐことが困難である。
5	幼稚園～ 小学校	保育所及び幼稚園からは特別な引継ぎはなかった児童（3人）について、教室に入りにくい、友達とのトラブルが多いなどの傾向がみられ、その後不登校となり、発達障害との診断を受けた。
6	中学校～ 高等学校	中学校からの引継ぎはなかった生徒について、行動面及び学習面で気になる点はあったが、1年間は様子を見ることとしていたところ、授業についていけずに留年し、留年後も行動面及び学習面の改善はみられなかった。
7	高等学校 (転校・ 転居)	2年生時に他県から転校してきた生徒について、前籍校からは発達障害に関する情報は引き継がれておらず、学校での気付きもないまま、身体の不調や友人ができないなどの悩みを訴えて保健室に来室した際に発達障害である（診断は中学生のときに受けていた）ことが判明した。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「区分」欄は、当該事例が発生した時期である。

表 2-(4)-㉘ 情報の引継ぎが行われなかったことなどから対応が困難となっている例（調査した発達障害者支援センターが把握している例）

No.	把握時期	概要
1	小学校	小学校 3 年生で担任及び教頭が替わったことをきっかけに家で奇声を上げるなどの二次障害を起こした。2 年生時までは学校、保護者及び発達障害者支援センター間で調整会議を開催して情報交換を行っていたが、3 年生進級時から、学校から発達障害者支援センターへの連絡が途切れている。
2	中学校～高等学校	中学校（通常学級）で特別な支援を受けながらトラブルなく過ごすことができた生徒について、保護者が「高校では支援を受けずにやっていきたい」として中学校から高等学校への情報提供や服薬等を拒否しており、支援が途切れるおそれがある。
3	幼児期～小学校	3 歳児健診及び 3 歳児健診で紹介された親子教室において、軽度な知的障害を伴う発達障害の疑いを指摘されたが、それらの結果が、入園先の幼稚園に伝わらず、児童の知的障害の把握が遅れた。その結果、児童は、特別支援学級へ入級したが、知的学級ではなく、自閉・情緒学級へ入級することとなり、児童に対する教育的配慮や課題設定を行うのに数箇月要した。

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 「把握時期」欄は、発達障害者支援センターが把握した時期である。

表 2-(4)-㉙ 情報の引継ぎが行われなかったことなどから対応が困難となっている例（調査した医療機関が把握している例）

No.	把握時期	概要
1	保育所～小学校	保育所から小学校に対して、障害特性や対応方法等に関する申し送りが不十分で、入学後 1 か月程度で周囲の友人とトラブルを起こした。
2	幼児期～小学校	他県への転居時に保健所からの申し送りが行われず、保健所でのフォローが途切れ特別な支援が行われないまま小学校に入学し、集団への不適應や学習上の問題等が生じて医療機関の受診に至った。
3	小学校～中学校	小学校から多動衝動性等により受診していた児童について、通常学級に在籍していたこと、小学校で個別対応が行われなかったことなどから中学校進学時に引継ぎが行われていなかった。その後、児童は犯罪行為を起こしてしまった。

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 「把握時期」欄は、医療機関が把握した時期である。

表 2-(4)-③〇 「全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ」（平成 28 年 5 月教育再生実行会議第 9 次提言）〈抜粋〉

1. 多様な個性が活かされる教育の実現

(1) 発達障害など障害のある子供たちへの教育

学習上又は生活上特別な支援が必要な子供たちへの教育については、特別支援学校をはじめ、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専修学校等でも支援体制の充実など様々な取組が進んでいます。また、障害者の権利に関する条約の締結等を踏まえ、「インクルーシブ教育システム」の構築に向けた取組が重要になっています。発達障害に関しても、学校や教育委員会等での理解は深まりつつありますが、一人一人の子供へのきめ細かい対応や支援については、今なお途上であると考えられます。特別支援教育の対象となる子供の数は増加しており、特に発達障害は、学習のつまずきや不登校等につながる場合もあり、幼児教育段階での対応の充実も含め、早期からの適切な支援が非常に重要です。

これまでの取組に加え、発達障害の早期発見・支援のための仕組みの構築、地域における教育・保健・医療・福祉・労働分野等の関係機関の連携強化、特別支援教育についての教師の専門性の向上、学校における支援体制の充実等が急務です。

[早期発見・早期対応の仕組みづくり]

- 発達障害を早期に発見し適切な支援につなげるため、国、地方公共団体は、1歳6か月児健診、3歳児健診の結果が就学時健診や就学中の健診にも引き継がれ活用されるよう促す。就学時健診や就学中の健診において、最新の科学的知見に基づき、発達障害を含む個々の障害の特性に対応した的確な検査がなされるよう、発達障害の特性を踏まえた視点を健診時の問診票や面接実施要領等に明確に位置付けるとともに、マニュアルの見直しや先進事例の周知を行う。さらに、健診の結果等を踏まえ、早期からの教育相談・支援に資するため、関係部局・機関や地域等との連絡調整、情報収集等を行う職員の地方公共団体への配置を充実する。

(後略)

(注) 下線は当省が付した。